



**JASDAQ**

平成24年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社セプテーニ・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 光紀  
(JASDAQ コード番号 4293)  
問合せ先 常務取締役 清水 一身  
(TEL. 03 - 6863 - 5623)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年11月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年12月21日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 当社は、平成24年11月20日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）を決議するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、第22回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認が得られることを条件に、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入も併せて決議いたしました。

当社取締役会は、本定時株主総会において、本プランの導入について株主の皆様のご承認をいただくことを予定しておりますが、株主の皆様のご意思を確認する法的根拠を明確にするため、当社定款に、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入、変更、継続または廃止を株主総会の決議により定めることができる旨の規定を新設するものであります(変更案第18条)。

また、会社法上、取締役会設置会社では、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定は取締役会の決議によることとされておりますが(会社法第278条第3項本文)、本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てを株主の皆様のご意思に基づいて行うことができる法的根拠を明確にするため、新株予約権の無償割当てに関する事項を、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によっても決定することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第19条)。

(2) 上記条文の新設に伴い、現行定款第18条以下の条数をそれぞれ2条ずつ繰り下げるものであります。

## 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第18条～第46条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の決議)</p> <p><u>第18条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入、変更、継続または廃止について、その決議により定めることができる。</u></p> <p>② <u>前項に定める当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当該大規模買付行為を行おうとする者に対して当社が遵守を求める手続ならびに大規模な買付行為等に関して当社が行う対抗措置の要件、手続および内容等の定めをいう。</u></p> <p>(新株予約権の無償割当ての決定)</p> <p><u>第19条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、前条第2項に規定する当会社の株券等の大規模買付行為に関する対抗措置の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、新株予約権者のうち一定の者に対して、他の新株予約権者とは異なる行使条件および取得条項等を定めることができる。</u></p> <p>第20条～第48条 (各条数を繰り下げる。内容は現行どおり。)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年12月21日  
定款変更の効力発生日 平成24年12月21日

以 上